

第1回智頭町議会定例会会議録

令和6年3月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1号 専決処分について
- 第 4. 議案第 2号 専決処分について
- 第 5. 議案第 3号 令和6年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第 8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第 9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第13. 議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第14. 議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第15. 議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正について
- 第18. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第19. 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第29号 智頭町税条例の一部改正について
- 第23. 議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

- 第 25. 議案第 32 号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 33 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 34 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 35 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 36 号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 37 号 第 9 期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 第 31. 議案第 38 号 智頭病院経営強化プランの策定について
- 第 32. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 33. 議案第 40 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 34. 議案第 41 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 35. 議案第 42 号 町道の路線の認定について
- 第 36. 議案第 43 号 町道の路線の変更について
- 第 37. 議案第 45 号 字の区域の変更について
- 第 38. 議案第 46 号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する契約を定める協議について
- 第 39. 陳情について
- 第 40. 発議第 3 号 智頭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 41. 智頭町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 第 42. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1 号 専決処分について
- 第 4. 議案第 2 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 3 号 令和 6 年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 4 号 令和 6 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5 号 令和 6 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6 号 令和 6 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7 号 令和 6 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 8 号 令和 6 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 9 号 令和 6 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12. 議案第 10 号 令和 6 年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第 13. 議案第 11 号 令和 6 年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 12 号 令和 6 年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第 15. 議案第 13 号 令和 6 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 16. 議案第 14 号 令和 6 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 17. 議案第 24 号 智頭町情報公開条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 25 号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 26 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 20. 議案第 27 号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 28 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 29 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 30 号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 24. 議案第 31 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 32 号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正に

ついて

- 第 26. 議案第 33 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 34 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 35 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 36 号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 37 号 第 9 期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 第 31. 議案第 38 号 智頭病院経営強化プランの策定について
- 第 32. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 33. 議案第 40 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 34. 議案第 41 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 35. 議案第 42 号 町道の路線の認定について
- 第 36. 議案第 43 号 町道の路線の変更について
- 第 37. 議案第 45 号 字の区域の変更について
- 第 38. 議案第 46 号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する契約を定める協議について
- 第 39. 陳情について
- 第 40. 発議第 3 号 智頭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 41. 智頭町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 第 42. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（10名）

1 番 仲 井 莖
3 番 岡 田 光 弘
6 番 田 中 賢
8 番 波 多 恵理子
1 1 番 安 道 泰 治

2 番 西 尾 寿 樹
5 番 宮 本 行 雄
7 番 谷 口 翔 馬
1 0 番 大 河 原 昭 洋
1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長 兼 水 道 課 長	西 川 公 一 郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	山 本 洋 敬
会 計 課 長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事	川 本 均
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 福 安 充 子
書 記 大 垣 理 恵

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、波多恵理子議員、10番、大河原昭洋議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第1号から日程第4． 議案第79号まで 2案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第1号 専決処分についてから、日程第4、議案第2号 専決処分についてまでの2議案を一括して議題とします。

日程第3、議案第1号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第3号から日程第16、議案第14号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算から、日程第16、議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算までの12議案を一括して議題とします。

この12議案については、3月6日の会議において、予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

11番、安道泰治議員。

○11番（安道泰治） 3月6日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3月7日、11日、15日に委員会を、12日、13日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査を行いましたので、その結果について報告します。

今期定例会において、付託を受けた、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算、議案第4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

及び議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算、議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算、議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算、議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算、議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第5、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13号、議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14号、議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号から日程第37、議案第45号まで 21案
一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第17、議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正についてから、日程第37、議案第45号 字の区域の変更についての21議案を一括して議題とします。

日程第17、議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第29号 智頭町税条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第26、議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第34号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第35号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第37号 第9期智頭町後期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第38号 智頭町病院経営強化プランの策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35号、議案第42号 町道の路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第43号 町道の路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第45号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第46号

○議長(谷口雅人) 日程第38、議案第46号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する契約を定める協議についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長(金兒英夫) このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第46号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定めるものです。

詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第38、議会議案第46号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する契約を定める協議についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第46号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、智頭町情報公開条例及び智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正により、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に審査請求を諮問できることとなったことに伴い、智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県と行うため、定めるものです。

概要につきましては、議案説明資料1ページ、2の概要にある情報公開に関する調査審査事務を鳥取県に委託する。そのほか、委託事務の管理及び執行、経費の負担など必要な事項を定めるものです。

詳細につきましては、議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、議員の皆さんは全協室に速やかにお集まりください。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 3時02分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第38、議案第46号 智頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する契約を定める協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第39、陳情についてを議題とします。

3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありました。

民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、宮本行雄議員。

○5番（宮本行雄） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日の本会議において付託を受けた陳情について、3月15日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 尾見1号農道（排水施設）復旧・改修に関する陳情書は、「採択」と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第1号は、採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第40. 発議第3号

○議長(谷口雅人) 日程第40、発議第3号 智頭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、大河原昭洋議員。

○10番(大河原昭洋) 提案理由を述べさせていただきます。

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人による請負の状況の透明性を確保するため、本条例を制定するものであります。

以上で終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41. 智頭町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長(谷口雅人) 日程第41、智頭町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

智頭町選挙管理委員会委員の委員に、竹下逸雄さん、谷口辰夫さん、葉狩健一

さん、山崎理恵さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が示しました者を、智頭町選挙管理委員会委員の当選人と決めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、竹下逸雄さん、谷口辰夫さん、葉狩健一さん、山崎理恵さんが智頭町選挙管理委員会委員の委員に当選されました。

次に、智頭町選挙管理委員会補充員の指名を行います。

補充員については、あらかじめ順序を定めておかなければなりません。議長の指名の順序をもって、この順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する順序をもって、補充員の順序とすることに決定しました。

智頭町選挙管理委員会の補充員に、三輪由美子さん、綾木修二さん、西村 馨さん、竹内晴男さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました者を、智頭町選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、三輪由美子さん、綾木修二さん、西村 馨さん、竹内晴男が智頭町選挙管理委員会の補充員に当選されました。

日程第42. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(谷口雅人) 日程第42、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出が出

されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和6年3月18日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋